

ビジネスサポートながの

Business support NAGANO

1

JANUARY 2015



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社ライフシード
代表取締役

篠田 光宏氏

Mitsuhiro Shinoda



株式会社ライフシード
長野市青木島1-36-5 長谷部ビル2F東
TEL 050-5830-3956
FAX 026-283-0018
設立 平成21年6月
資本金 300万円
業種 Wi-Fi構築、コールセンター構築、通信コスト削減、GoogleApps導入パートナーなどIT関連ウォーターサーバー「アクアリズム」の運営

独自システムで新たな仕組みづくりを。

インターネットを介して電話をかける電話回線交換装置(IP-PBX)の構築により企業の通信コスト削減を提案する、ライフシード。天然水のウォーターサーバー「アクアリズム」の運営でも知られる。

同社社長、篠田光宏さん(37)が自動ドアの施工・保守・販売などの関係会社、長野ナブコに勤務中、アメリカ企業が開発した革新的な電話システムを導入。「コールセンターのIP-PBXシステムを構築し、会社の通信コストを約1000万円削減しました」。この実績と技術を生かして同社を立ち上げた。

2013年には同社初のオリジナル開発商品として、SNSからログインできるWi-Fi(無線LAN)システムを開発し(特許申請中)、大手企業に採用された。タブレットを活用して5ヵ国

語同時通訳ができるシステムもあり、外国人旅行者の増加や東京オリンピック開催を控えて期待がふくらむ。「東京を中心に、長野県内でもホテル・旅館や観光施設等への導入を提案していきたい」と篠田さん。

一方、店舗向けに通信系商材を提案する代理店ビジネスも展開。今年1月から、セブン&アイグループのカード「nanaco」などカード決済の導入で集客力を上げる提案を本格的にスタートさせる。

32歳で同社を立ち上げる前からIT関連、ウォーターサーバーなど先進的な事業に取り組んできた篠田さん。そのキャリアをたずねると、開口一番「長野高校中退です(笑)」。在学中から飲食店などで働き、仕事で人に喜ばれることができ楽しくなったという。勤めていたラーメン店で従業員

の給与計算システムを自作したことが今の仕事に結びついた。

初めて自分の店(居酒屋)を長野駅近くに構えたのは24歳の時。全国から良い食材を集め、おいしいと評判だったが原価率50%を超えて立ち行かなくなったり、「ちょっとやりすぎました(笑)」。

今後のビジョンは、独自開発のWi-Fiシステムなどをベースに新たな仕組みづくりを提案していくこと。「さらに海外の最新動向をいち早くとらえ、日本にローカライズするビジネスも考えていきたい。コールセンターのシステム同様、それで一気に革新する分野がある。そういうものを早く見つけ、地域に提案していくと考えています」。

ストレス解消策は「何でも得意」という料理と大型バイクだという。

回覧

CONTENTS

JANUARY 2015

1

表紙写真
経営者シリーズ

株式会社ライシード 代表取締役

篠田 光宏 氏

年頭所感 山浦 愛幸 氏 2-3**年頭のご挨拶** 大口 高生 氏

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所 4

借家契約の期間と更新について

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿 5

税務調査の立ち会い顛末記④

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律Q&A 6

取締役を選任する場合の累積投票とは、
どういうものですか。

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW 7

第46回 **外貨建取引等について**

ゴルフトホホ日記

Business Information 8

Tea Room

年頭所感

税を意識した経営を

一般社団法人 長野法人会 会長

山浦 愛幸



会員皆様には、爽やかな新年をお迎えになられたことと、お慶び申し上げます。年末の総選挙が終わったばかりで、今年の経済の行方も何となく見えにくい、どんな1年になるのか、穏やかでもいいから地方景気が上昇していくような経済政策を望みたいと思います。

特に、私たち法人会の中心テーマである「税」については、大きな改革が次々となされるのではないかと思います。関心の高い法人税は、年々税率が引き下げられることになるものと思われますが、是非地方への本社・工場の移設企業に対する減税をより多くし、一極集中排除と地方再生の起爆剤にするべきだと思います。消費税については1年半後に10%になるのですが、財政再建も喫緊の課題ですから、ソフトランディングの方策を考えるべきと思っています。そして相続税の課税最低限の引き下げによって、多くの会員の方が課税対象となることが予想されます。

私たち法人会は「税に強くなろう、法人会とタッグを組もう」というキャッチフレーズを掲げています。ぜひ今年は会員として「税を意識した経営」に取り組んでいきたいと思います。

そのために会活動には積極的に参画し、異業種の中小企業経営者同士で語り合い、親睦と交流を深め、税を通して企業の発展に繋げていければと思います。その中で皆様の意見や要望を本音で語っていただきて、会長としてそれを実現させるべく会活動の活発化を図ってゆきたいと考えています。

結びに会員企業のご隆盛と皆様の益々のご多幸をご祈念します。

事業レポート

信州新町法人会創立60周年



西山ブロックの経営講演会にあわせ、信州新町法人会(現部会)の創立60周年が祝われた(11/27)。記念講演会の講師、東京新聞・中日新聞論説副主幹長谷川幸洋氏はマスコミが報じない政治経済の話に参加者は聴き入っていた。講演会後は記念祝賀会も行われた。

事業レポート

東部部会飯山駅視察と地元法人会との意見交換会

東部部会は北陸新幹線開業に向け、飯山駅の視察と地元信濃中野法人会・飯山支部等の役員との意見交換会を実施した。当日は行政の担当者による駅施設や観光拠点の説明を受けた。意見交換会では、飯山支部役員からかつて長野が経験したオリンピックや新幹線開業で何を得たのか、何が変わったのかなど、意義深い意見交換がなされた。



年頭のご挨拶

長野税務署 署長

大口 高生



一般社団法人長野法人会の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、山浦会長はじめ役員、会員の皆様方には、税務行政に対する深いご理解と多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、長野県において多くの災害が発生しましたが、被災された方々には、心よりのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念いたしております。

長野法人会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として、種々の活動を展開されており、心からの敬意を表する次第であります。

さて、私ども税務行政は、納税者の自発的な納税義務の履行を実現していくことを使命とし、e-Taxなど利便性の高い申告・納付手段の充実や的確な調査・徴収事務の実施に努めてきたところです。

今後も、改正消費税法の対応や番号制度の導入など、新たな課題に対応していくことが求められておりますが、そのためには、税務行政に対し、深いご理解をいただいております長野法人会の皆様方の益々のご理解・ご協力が必要と考えております。

年が改まり、まもなく平成26年度の確定申告が始まります。今年の確定申告においては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などICTを活用した申告書の作成と提出を推進していくこととしておりますので、会員企業の従業員の皆様方等にご利用していただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、長野法人会の益々のご発展と、会員皆様のご健勝、事業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。



決算説明会

2月決算法人対象

開催日時

1月21日(水)

10:00~11:30

会場

**ホクト文化ホール
2F 小ホール**

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。

今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

※2月決算法人対象 同じ内容で2回開催

2月5日(木)

10:00~11:30 13:30~15:00
長野市若里市民文化ホール 1F ホール

法人会 経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込みの都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

日 時

1月28日(水)

10:00~12:00

1月は第4水曜日のみです

会 場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)
TEL026-227-0011

相 談 員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費 用

会員=無料 会員以外=5,000円

利 用 方 法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 中嶋 慎治
中嶋慎治法律事務所



借家契約の期間と更新について

皆さん、こんにちは。

住居や事務所の賃貸借は日常的に行われることですが、契約の期間や更新に関する相談は割と多いように思います。例えば、賃貸借契約書に定められた期間が過ぎているので退去を求めるかと、更新契約書を作成していないが契約関係はどうなっているのか、といった相談です。

そこで、今回は、借家契約（建物の賃貸借契約）における期間と更新についてまとめてみました。

借地借家法

建物の賃貸借については、借地借家法という法律が適用されます。

基本的に、住宅、店舗、事務所、倉庫等はここでいう「建物」に当たりますので、広くこれらの賃貸借契約には、借地借家法が適用されます。

重要なことは、借地借家法が強行法規であることです。すなわち、当事者間で取り決めたことでも、借地借家法の規定に反する事項は無効となります。賃貸借契約書に記載されている内容の全てに拘束されるわけではないことに注意が必要です。

契約の期間

(1) 普通建物賃貸借

一般に行われる建物賃貸借の多くはこれにあたります。

普通建物賃貸借は、大きく分けて、①当事者間で賃貸借契約の期間を決めた場合（期間の定めのある賃貸借）と、②当事者間で賃貸借契約の期間を決めていない場合（期間の定めのない賃貸借）の2つに区別されます。

①期間の定めのある賃貸借では、当事者が1年以上の期間を定めたときは、その期間中契約が存続します。期間の上限はありません。他方、1年未満の期間を定めたときは、②期間の定めのない賃貸借として扱われます

（借地借家法（以下、法）29条1項）。

②期間の定めのない賃貸借では、当事者から解約の申し入れがなされない限り、契約はいつまでも存続します（但し、解約の申し入れをすれば直ちに契約が終了するというわけではなく、後に述べる要件を満たすことが必要となります）。

(2) 定期建物賃貸借

定期建物賃貸借とは、いわゆる定期借家と呼ばれるものです。期間の定めのある賃貸借で、契約の更新がないところに特徴があります。また、定期建物賃貸借は、公正証書等の書面で契約されることが必要です。

定期建物賃貸借は、当事者間で必ず契約の期間を定めることになり（①）、その期間中契約が存続します。もっとも、普通建物賃貸借の場合と異なり、1年未満の期間を定めることも可能です（法38条1項）。

(3) 一時使用目的の建物賃貸借

一時使用目的の建物賃貸借とは、一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかである建物賃貸借をいいます。例えば、住宅の建て替え中の仮居宅や仮店舗の賃貸借などが考えられます。

一時使用目的の建物賃貸借の場合、借地借家法（第3章、借家の規定）が適用されません（法40条）。よって、契約で定められた一時使用の期間中契約が存続し、期間の満了により契約は終了します。1年未満の期間を定めることも可能です。

一時使用目的か否かの判断について、最判昭和36年10月10日は、必ずしもその期間の長短だけを標準として決せられるべきものではなく、賃貸借の目的、動機、その他諸般の事情から、当該賃貸借契約を短期間に限り存続させる趣旨のものであることが客観的に判断される場合であればよいとし、賃貸借期間3年の事案で一時使用目的を認定しています。

次回は、建物賃貸借の更新や解約申し入れについて、ご紹介します。

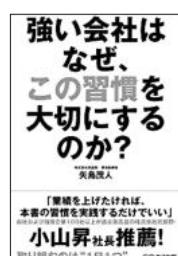


今月の売れ筋10冊

2014.11.1～11.30
平安堂長野店 提供

- 1 嫌われる勇気 ■岸見一郎／著 ダイヤモンド社 1,500円
- 2 強い会社はなぜ、この習慣を大切にするのか？ ■矢島茂人／著 あさ出版 1,500円
- 3 会社はムダが9割 ■山口智朗／著 あさ出版 1,500円
- 4 なぜ一流の男の腹は出でていないのか？ ■小林一行／著 かんき出版 1,200円
- 5 統計学が最強の学問である 実践編 ■西内啓／著 ダイヤモンド社 1,900円
- 6 黙っていても人がついてくるリーダーの条件 ■永松茂久／著 KADOKAWA 1,400円
- 7 決定版 朝一番の掃除で、あなたの会社が儲かる！ ■小山昇／著 ダイヤモンド社 1,600円
- 8 頭がいい人はなぜ方眼ノートを使うのか？ ■高橋政史／著 かんき出版 1,400円
- 9 「なぜか売れる」の公式 ■理央周／著 日本経済新聞社出版 1,400円
- 10 買いたがる脳 ■ディビッド・ルイス／著 日本実業出版社 1,750円

今月の一冊



強い会社はなぜ、この習慣を大切にするのか？

矢島茂人 著 あさ出版
1,500円（本体価格）

アベノミクスで景気は回復しているとされていますが、その効果は、中小企業において実感できないことがほとんどです。そのような過酷な状況下においても、業績を伸ばしている企業があります。本書は、著者が企業において「習慣整備」の大切さを説いた一冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章 平井 幸光 渡邊 隆行

税務調査の立ち会い顛末記41

今回は、取得した減価償却資産に関して、誤って全額損金として経理処理をしました法人税の申告をしてしまい、その後税務調査において指摘を受けた場合の取り扱いについてです。

税務調査は以下のようなものでした。

1. 会社側の行った経理処理

A社は機械部品の製造業を営んでいる法人ですが、前期において受注した機械部品に関連し、工場で使用する従来より精度の高い特殊で高額な検査工具（耐用年数5年）が必要となり、これを50万円（従来のものは数万円程度）で取得しました。

A社では、通常、工場における検査に関する工具その他の費用については、「検査関係費」という科目で経理処理していたことから、誤って上記の検査工具を資産に計上せず、「検査関係費」として全額損金に計上したままの決算に基づき法人税の申告を行ってしまいました。

その後、税務調査において調査官から次のような指摘を受けました。

2. 調査官の見解

法人税法上、償却費として各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額は、償却費として損金経理した金額のうち償却限度額に達するまでの金額です。（法人税法第31条1項）

したがって、法人が減価償却資産について原則として「償却費として損金経理した金額」でなければ減価償却したものと認めないことになっています。

ただし、法人が「償却費」以外の科目をもって経理したものうち、一部については「償却費として損金経理した金額」として取り扱っています。【法人税基本通達7-5-1（償却費として損金経理をした金額の意義）及び7-5-2（申告調整における償却費の損金算入）参照】

本件におけるA社の経理は、本来であれば減価償却資産に計上すべき検査工具を、「検査関係費」という費用科目に計上した、いわば科目を仮装経理したものと判断されかねない内容がありました。

調査において事実関係を確認した結果、本件の場合は単純に誤ったものであると判断しましたが、法人税法基本通達7-5-1に定める「償却費として損金経理した金額の意義」にある要件に該当しませんので、50万円を資産に計上する内容の修正申告を提出していただきたいと考えます。

3. 税理士のアドバイス

調査官の指摘はやや形式にとらわれ過ぎていると考えますので、再度検討していただくよう要請してみてはいかがでしょう。

法人税基本通達7-5-1では、「償却費として損金経理した金額」には、法人が減価償却費として経理した金額のほか、損金経理した後に掲げる金額が含まれるとしています。

(1) 減価償却資産の取得価額の規定（法令54①）により、減価償却資産の取得価額に算入すべき付隨費用のうち原価外処理をした金額

(2) 減価償却資産について法人税法又は租税特別措置法の規定による圧縮限度額を超えてその帳簿価額を減額した場合のその超える部分の金額

(3) 減価償却資産について支出した金額で修繕費として経理した金額のうち資本的支出の規定（法令132）により損金の額に算入されなかった金額

(4) 無償又は低い価額で取得した減価償却資産につき、その取得価額として法人の経理した金額が減価償却資産の取得価額の規定（法令54①）による取得価額に満たない場合のその満たない金額

(5) 減価償却資産について計上した除却損又は評価損のうち損金の額に算入されなかった金額

減損損失又は評価損の計上をした場合において、その損金算入が税務上は認められない場合であっても、当期の償却限度内であれば、その減損損失又は評価損の金額は償却費として取り扱われます。

(6) 少額な減価償却資産（おむね60万円以下）又は耐用年数が3年以下の減価償却資産の取得価額を消耗品費等として損金経理した金額

(7) ソフトウェアの取得価額（法令54①）に算入すべき金額を研究開発費として損金経理した場合のその損金経理した金額

調査官指摘のとおり、法人が減価償却資産について原則として「償却費として損金経理した金額」でなければ減価償却したものと認めないとになっています。

しかしこれでは種々の実情に即さない場合もあるので、法人税法基本通達において上記のとおり、たとえ法人が償却費以外の科目名で費用化した金額であっても、その性質上償却費として損金経理したものとみて差し支えないものを例示し、これについては、法人税法上も減価償却したものとみなして取り扱うことされています。

したがって上記通達の内容はあくまでも例示であることを考えれば、本件の場合、上記（6）の「消耗品費等」にあたる科目として、A社の経理科目である「検査関係費」も含まれると判断できるものと考えます。

そこで、50万円のうち減価償却費を除く部分についての金額を修正申告の対象とすべきものと思慮しますので、再度、調査官に詳細を検討していただくべく要請してはどうでしょうか。

いずれにしても、本件におけるA社の経理は、単純ミスにおける問題と判断されました。調査官指摘のとおり、本来であれば（金額や経理状況の経緯などによっては）減価償却資産に計上すべき検査工具を、「検査関係費」という費用科目に計上した、いわば科目を仮装経理したものと判断されかねない内容であったことを肝に銘じ適正な決算及び申告を目指しより一層心掛けるべきと考えます。

確定申告書は自宅で作成できます！

便利な

申告書の作成は
国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で！

www.nta.go.jp



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、
所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成ができます。

作成した申告書を自宅のプリンタで印刷すれば、混雑した確定
申告会場に行くことなく、郵送等で提出することができます

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出ができます。

※e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

贈与税の申告はe-Taxで!! 「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成!! 申告の作成が終わったら、e-Taxで送信できます！ 贈与税の申告期間中は24時間いつでも利用可能（メンテナンス時間を除く）。

※プリンタがない場合
でも、PDFファイルで
保存すればコンピューター等で出力可能です。

お問い合わせ
長野税務署 ☎026-234-0111
(自動音声案内)

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律 Q&A



司法書士
江尻 克雄

江尻克雄事務所
長野市大字南長野南県町652-1 テラサワビル2階
TEL 026-235-2293
FAX 026-235-2294

取締役を選任する場合の累積投票とは、どういうものですか。

Q 私は、飲食店事業をしている株式会社○○食堂の代表取締役社長Aです。当社の役員は、取締役として私Aの他、妻Bと長男C、監査役として長女Dです。また、当社の発行済株式総数は、100株で、私Aが60株、私の弟甲が40株をそれぞれ所有しています。

この度、当社の役員改選時にあたり、弟甲が、甲の長男乙を当社の取締役3名のうちの1人に選任したい、また取締役の選任について、累積投票によりたいと言つてきました。

当社の定款を確認したところ、「取締役の選任については、累積投票によらないものとする。」という累積投票を排除する規定がありました。

そもそも「累積投票」とは、どういうものですか。

A 累積投票とは、株主総会で2名以上の取締役を選任する場合に、各株主が、1株につき選任する取締役の数と同数の議決権を持つことにより、株主は、その議決権の全部を1人の候補者に集中して投票してもよいし、数人の候補者に分散して投票することもできるとする制度です。その結果、累積投票の多数を得た者から順番に取締役として選任されることになります。

この累積投票の制度は、少数派の株主が、その代表者を取締役として会社に送り込み、少数派株主の意思を取締役会に反映させることができるメリットがあります。その反面、取締役会に多数派株主と少数派株主の利害の対立関係が持ち込まれることによって、迅速、円滑な業務運営に支障がでるというデメリットがあります。そのため、会社法では、定款で累積投票の制度を排除できることになっています。

ご質問の会社では、累積投票を排除する定款の規定がありますので、累積投票により取締役の選任をすることはできませんが、取締役3名の選任を次のとおり累積投票によらない場合(ケース1)と累積投票による場合(ケース2)とに分けて比較してみます。いずれのケースも多数派株主A(60株所有)が推す取締役候補者は、A・B・C、少数派株主甲(40株所有)が推す取締役候補者は、乙とします。

比較してみると少数派株主の推す取締役候補者乙は、ケース1では、取締役に選任されませんが、ケース2では、少数派株主が議決

権を集中して行使(投票)すれば、取締役候補者乙を取締役に選任することが可能になります。

なお、定款において累積投票制度を排除していない場合でも、株主から累積投票により取締役の選任をすべき請求がないときは、累積投票によらない通常の方法により選任することになります。累積投票の方法を希望する株主は、2名以上の取締役の選任を目的とした株主総会の会日の5日前まで(請求の日と総会の当日を除き中5日以上必要)に会社に対して累積投票によることを請求する必要があります。

また、通常、取締役を解任する場合は、株主総会の普通決議で行いますが、累積投票により選任された取締役を解任する場合は、多数派株主により容易に解任されないように特別決議により行うことになります。

ケース1(累積投票によらない場合)

※この場合、取締役を1人ずつ別々に選任します。

	A選任案	B選任案	C選任案	乙選任案
株主A	賛成60個	賛成60個	賛成60個	反対60個
株主甲	反対40個	反対40個	反対40個	賛成40個
可否	可決	可決	可決	否決

ケース2(累積投票による場合)

※この場合、取締役全員を一括で選任することになります。

Aの議決権(60個×3) 全部で 180個(票)

甲の議決権(40個×3) 全部で 120個(票)

	A得票数	B得票数	C得票数	乙得票数
株主A	61票	60票	59票	0票
株主甲	0票	0票	0票	120票
合計	61票	60票	59票	120票
	当選	当選		当選

せん。

こうした条件を満たしている社員、少なくとも満たそうと努めている社員は、メンバーシップがある社員です。

メンバーシップがある社員同士は力を合わせることができます。社員たちの力が足し算となり、さらには掛け算となって、大きな力を生み出します。それが生きた組織と言うものです。

メンバーシップのない社員は、会社が目指しているものとは違う方向に向かって行動してしまう恐れがあります。そういう社員が蟻の一穴となって、組織をばらばらにしてしまうこともあります。

メンバーシップは組織活動の土台です。経営トップから、管理職、監督職、一般社員まで、心をひとつにして仕事に当たるには、メンバーシップが欠かせない条件となるのです。

成長指南 経営者の メンバーシップ



人材育成コンサルタント

浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

会社は一つの組織です。しかし、本当の意味で組織になっているかどうかは確かめてみる必要があります。

目的のない組織はありません。会社にも目的があります。社員たちが会社の目的を自分の目的として業務に励んでいることが、会社が組織になっているかどうかの指標の一つだと思います。

会社に所属している以上、社員は何らかの役割を担うことになります。社員たちが、自分の担った役割を積極的に果たすことによって、会社は組織的に活動することができます。

会社が円滑に活動するためには、社員たちの間で、業務上必要な情報が滞りなく流れている必要があります。また意見交換をするなどして、意思の疎通を図ることも重要です。

このようにして、社員の考え方や気持ちが一つになれば、業績も向上し、会社も発展するに違いありません

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagoshof8.dion.ne.jp

企業会計

NOW

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 井原 正人

第46回 外貨建取引等について

中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小要領」といいます。）では、外貨建取引等の会計処理について次のように定められています。

12. 外貨建取引等

- (1) 外貨建取引（外国通貨建で受け払いされる取引）は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上する。
- (2) 外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上する。

外貨建取引とは、決済が円以外の外国通貨で行われる取引をいいます。

例えば、ドル建てで輸出を行った場合、ドル建の売上金額に、取引を行った時のドル為替相場を乗じて円換算し、売上高と売掛金を計上します。

例1) 製品をドル建てで輸出し、販売価格が\$100で、取引時のドル円レートが\$1=110円だった場合
取引時の仕訳は以下の通りです。
(売掛金) 11,000円／(売上) 11,000円

外貨建取引の円換算には原則として取引時のレートを採用しますが、反復して取引を行う場合、その都度レートを把握して換算するのではなく、前月の平均為替相場等直近の一定期間の為替相場や、前月末日の為替相場等直近の一定の日の為替相場を利用することが認められます。

また、上記のドル建ての売上取引に関する売掛金が、期末時点でも残っている場合、貸借対照表に記載する金額は、取引を行った時のドル為替相場による円換算額か、決算日の為替相場による円換算額かのいずれかで計上します。

決算日の為替相場によった場合には、取引を行った時のドル為替相場による円換算額との間に差額が生じますが、これは為替差損益として損益処理します。

例2) 例1の売掛金がそのまま期末に残っており、決算日のドル円レートが\$1=120円だった場合

決算での仕訳は以下の通りです。

(売掛金) 1,000円／(為替差益) 1,000円

※1,000円 = \$100 × 120円 - 11,000円

10円円安になったことにより、\$100 × 10円の差益が出たことを表現していることになります。

なお、決算日の為替相場のほかに、決算日の前後一定期間の平均為替相場を利用することもできます。また、取引時の為替相場で円換算する場合は、期末で会計処理は行いません。

為替予約を行っている場合には、外貨建取引及び外貨建金銭債権債務について、決済時における確定の円換算額で計上することができます。これは、為替予約により事実上円建て取引となるためです。

例3) 製品をドル建てで\$100輸出して、それと同時に\$100について\$1=115円で為替予約を行った場合。

取引時の仕訳は、

(売掛金) 11,500円／(売上) 11,500円

※決算時に換算替えはしません。決済レートは為替予約のレートで固定されているためです。

中小要領で定められている論点は以上ですが、実務ではこのほかの論点として、外貨で決済されて外貨のまま保有している場合や、為替予約において外貨建取引と為替予約をした時期が異なる場合の為替差額の取り扱い、外貨建有価証券の処理などがあります。これらについては、法人税法に規定がありますので、それを参考に処理をされるとよいでしょう。

ゴルフトホホ日記

それでも私は90台をめざします

～ゴルフ未経験の方、ゴルフはもうやめてしまったという方も一緒にプレーしませんか？～

第10回 ▶ 淑女のゴルフに学ぶ

平成26年のシーズンは大勢の社長さんたちとラウンドする中、女性（社長さん、役員さんがほとんど）とのラウンドも多く、改めて幸せを感じます。ご一緒した女性ゴルファーに共通することは、スコアは90台とレベルが高いのにドライバーショットの飛距離は150～180ヤードぐらい。意外と飛ばないんですね。

よく練習場でご一緒する小柄な女性社長さんは「だって関さんみたいにパワーもないし、飛ばそうと思ったって飛ばないでしょ。だからゆっくりスイングして正確にヘッドの芯に当てることだけを心掛けているの」と。力いっぱい思いきり振り回す私のスイングとは根本から違うということですね。

その後、私も「芯くい」を意識すると自ずとゆったりしたリズミカルなスイングに変化しつつあることに気づきました。あまり曲がらず、推定飛距離は200～220ヤードか？「よし、これだ！ 決し

て飛んでいるわけじゃないけどこの調子を維持して…。春が待ち遠しいなあ」と思っていた矢先。

「いいじゃない、関さん

と前出の女性社長さん。「うらやましいわあ。私に関さんの体格と力があれば300ヤードは飛ばせると思うのよねえ」と明るく一言。

あまりのショックに私はガクッと頭を垂れてしまいましたが、それでも90台をめざすためには、こんなトホホも一里塚ととらえ、冬の寒空に向かってボールを打ち続けます。

※「こんな下手でも奮闘しています」という内容で
一年間お届けしております。

[文責:事務局 関]



情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

こんな会社があってもいいんじゃない?

おいしく元気な飲食店の オーダーメイドパートナーです。

私たちは、料理の下ごしらえ品を中心にソース・加熱食肉製品・味付け肉等の食品加工を行う手づくり仕込み工房です。長野県内および首都圏エリアで、安全・安心の食材を使用し、製造過程から各パートナー様のオーダーに合わせた特注品をご提供しています。



PRITOME
株式会社 プライトーム
長野市南長池280番地15(エムウェーブ西隣)
TEL.026-285-0116
FAX.026-285-0465

正社員・パート 募集中!

私たちと一緒においしい
料理をつくりましょう!
お気軽にお電話
ください



心と体に、
極上の癒やしを。



インド・スリランカに
5千年前から伝わる
伝承医学、アーユルヴェーダ。
その人の自然治癒力を最大限に引き出し、
心と体の不安を取り除く療法です。
Le Ciel(ル・シエル)はオープン8年。
一人ひとりに最適な施術を提案する
リラクゼーションサロンとして、
幅広い年代の女性に人気です。
男性の方もご利用いただけます。

お気軽にお電話ください。

026-219-3005

リラクゼーションサロン

Le Ciel ル・シエル

須坂市墨坂3-5-17

■営業時間 11:00-20:00 ■定休日 火曜日
<http://leciel.pw>



お洒落な大人に…

みちのく
酒然

長野市新田町1474
美松ビル1F
TEL026-227-7775

日本酒・焼酎と季節の旬を味わう、
創作和食居酒屋



Baccarà

長野市北石堂町1450-1
TEL026-217-7404

ワイン・カクテルとグリルを楽しむ、
路地裏に佇む隠れ家酒場



■営業時間 17:00-24:00
(金・土・祝前 25:00)

■不定休



Tea Room

- 昨年は木曽の豪雨災害、御嶽山の噴火、更に県北の地震。何でこんなに災害が続くのか? またマイマイガを始め、熊や猪が街中に出没して農作物を荒らし、収穫がほとんど出来ない物もあった。天災といえば人間の対応力が問われているのかも知れない。日本人は昔からいろいろな災害に対応し、その積み重ねたデータの元に防災器具の開発や訓練をしてきた。日常の防災訓練は企業内においても大切である。「いざ」という時に、どうやって

従業員や会社を守るのか、考え準備しておきたい。

今年は明るい年になりますように!

黒柳 功一

